

大阪府立茨木工科高等学校校則

1、序文

本校校則は、卒業後に多くの生徒が就職し社会に巣立つことを鑑み、個人の利益だけではなく学校全体の利益を考えるものであり、最終学歴となる本校では、学問を学ぶ場であると共に、集団生活を学ぶ場でもあることもふまえて学校や社会の秩序を守ることを目的に制定するものである。

2、教育方針

他者を尊重し、人間性豊かで勤労と責任を重んじる社会人の育成
産業構造の変化に対応できる幅広い技術を備えたスペシャリストの育成
基礎学力を重視し、資格取得や大学等の高等教育機関への進学をめざす

3、創立記念日・制定理由

創立記念日を10月11日と定める。

大阪府議会で府立高校設置条例の改正が議決され、前身の茨木工業高校が昭和38年4月1日より開校することを決定された日であるので、学校創立記念日とした。本校もこれを継承する。

4、校章のいわれ・校訓



茨木の茨の木を図案化したものであるとともに、輪（和）を保ちながら、まっすぐに伸びる意味を持つ。細長い円は左右平均をあらわすとともに、学術、技術の平衡の意味ももっている。

さらに地球上から宇宙に向かって発展せんとする希望をあらわし、中央の柱は貫徹精神を象徴する。

校 訓

誠 実 明 朗
自 主 創 造
友 情 協 力

第1条 身だしなみ

- (1) 身なりは常に清潔、端正にすること。
- (2) 装飾品・アクセサリーの着用禁止（透明ピアスを含む）
- (3) 眉毛を剃ること、化粧の禁止。
- (4) 頭髪を整え、染色、脱色、パーマ、その他特異な髪型の禁止。
- (5) 制服は、第13条の服装規定を守って着用すること。
- (6) 登下校時、授業中は原則として、制服であること。ただし、実習科目および体育では、それぞれ指定されたものを着用すること。
- (7) 履物は、通学は運動靴が望ましい。（サンダル等かかとのないシューズは禁止）校舎内においては、指定の上履、体育館においては、体育館用シューズを用いる。

第2条 言語態度

- (1) 言葉づかいはていねいにし、乱暴な言葉はつかわない。粗暴な行為をしない。
- (2) 他の人の人権を無視した言動、差別・中傷をする言動の禁止。
- (3) 「あいさつ」の励行。友達同士だけでなく、教職員、来校者の方にも行うこと。

第3条 安全衛生（修学中、休日を問わず規則正しい生活すること）

- (1) 自分自身はもとより、他の人を危険にさらすことがないようにすること。
- (2) 校舎や学校備品を愛護し、校舎内外を常に清潔にすると共に、美化に努める。
- (3) 立ち入り禁止場所および、危険と判断される区域に近寄らない。
- (4) 落書きの禁止。（器物破損）
- (5) 学校の備品を万一誤って破損したときは直ちに届け出ること。
- (6) 未成年者の喫煙、飲酒は法律によって禁じられており、身体にもよくないので絶対禁止。また、同席することや喫煙具を所持することも禁止。
- (7) 運転免許証取得については、「三ない運動」を推進しています。「免許を取らない」「単車に乗らない」「単車を買わない」。しかし、万が一、単車・自動車に乗車して事故をおこしたときは、速やかに学校（担任）に届け出ること。

第4条 生活態度（先生の言うことをしっかりと聞くこと）

- (1) やむをえず欠席・遅刻・早退・外出する場合は、事前に保護者から電話連絡あるいは、生徒証明書・所定の用紙にて学級担任へ届出すること。（無断欠席・無断遅刻・無断早退の禁止）
- (2) 登校してから放課後まで許可なく校外に出ることは禁止。
- (3) 授業中は、授業規律を守るとともに、静かにし、自室はもちろん、他室にも迷惑をかけるようなことをしない。
- (4) 授業中に授業に関係しない物品を机の上に出さないこと。
- (5) 電子機器について、許可なく授業中に使用することは禁止。学校のコンセントを使用して充電することは禁止。（盗電となる）
- (6) 考査で不正行為をしないこと。 ※考査3日前から終了まで職員室への立ち入り禁止。
- (7) 生徒が企画する集会、掲示物、配布物等は必ず事前に特別活動指導部に届け出ること。
- (8) 食事は定められた時間内に定められた場所（食堂、各ホームルーム等）で取ること。（食堂から食器類の持ち出し禁止）
- (9) 学業に不要なもの（カードゲーム・ゲーム機器・携帯電話等）は持ち込まないようにすること。
- (10) 学用品その他の所持品には、必ず自分の学年、組および氏名を明記すること。
- (11) みだりに友だち間で金品の貸借はしないこと。
- (12) 集団生活における個人のあり方について考え、公衆道徳、ルール、マナーを守ること。
- (13) 休日の登校は担当教員（担任・教科担当者・クラブ顧問）の指導に従うこと。休業日であっても単車・自動車通学は禁止。
- (14) アルバイトは原則禁止。やむをえずアルバイトをする場合は、保護者の了解の元、担任ともよく相談の上、行うこと。（仕事内容をよく確認し、深夜労働、その他、危険な業務には絶対に従事しない）
- (15) 図書館の利用に関しては、図書館利用規定の定めるところによる。
- (16) 生徒保健委員会に関して必要な事項は、生徒保健委員会規定の定めるところによる。
- (17) 盗難防止のため、多額の現金は持ってこないこと。（やむをえず持ってきた場合は、担任に預ける等の盗難防止策をとること。）

第5条 校外生活

- (1) 未成年者立ち入り禁止場所には近づかない、立ち入らない。
- (2) 喫煙・飲酒・薬物乱用・万引き(窃盗)・賭博などの非行にまき込まれたり、自らが関係することの禁止。

第6条 生徒証明書

- (1) 生徒証明書はていねいに取り扱い、毎日必ず携行すること。
- (2) 家庭と学校との連絡には必ず所定の欄に明記し、学級担任ならびに保護者の捺印を受けること。
- (3) 再発行については、事務室にて必要事項に記入して申請すること。

第7条 校時表

平常時	予 鈴	8:30	定期考査時	予 鈴	8:30
	S H R	8:35 ~ 8:40		S H R	8:35 ~ 8:40
	1 限	8:45 ~ 9:35		1 限	9:00 ~ 9:50
	2 限	9:45 ~ 10:35		2 限	10:05 ~ 10:55
	3 限	10:45 ~ 11:35		3 限	11:10 ~ 12:00
	4 限	11:45 ~ 12:35			
	昼休み	12:35 ~ 13:15			
	5 限	13:20 ~ 14:10			
	6 限	14:20 ~ 15:10			
	清 掃				
	7 限	15:20 ~ 16:10			

第8条 欠席・欠課等について

- (1) 欠席………始業時刻より終業時刻までの出席がない場合。
- (2) 欠課………時限中に出席がない場合。または、遅刻・早退等で時限中に出席していない時間を合算して、20分以上に達した場合。ただし、考査に関してはこの限りではない。
(実際に考査を受けているので欠試ではない)
- (3) 時限遅刻…欠課になる場合を除き、時限に遅れた場合。
- (4) 時限早退…欠課になる場合を除き、時限の途中で退出した場合。
- (5) 遅刻………始業時刻(午前8時35分のS H R)に遅れた場合。
- (6) 早退………終業時刻までに下校した場合。この場合、最終時限の出欠で判定する。
最終時限に欠課または時限早退の場合、早退とする。ただし、保健室等で静養していた等、下校していない事実が確認された場合は早退としない。

第9条 欠席・欠課とならない事柄

- (1) 忌 引 ①父母の死去 10日以内
②祖父母・兄弟姉妹 5日以内
③伯父母・叔父母 3日以内
④その他の親族の場合 1日以内
(ただし遠隔地での会葬等の場合には、往復所要日数を加えることができる)
- (2) 学校教育活動の一環として、生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加することを学校長が認めた場合
- (3) 本校職員による指導の一環で授業を抜けた場合。
- (4) 通学・下校・クラブ活動中の事故により通院等でやむをえず授業を抜けた場合。(最長1日間)

第10条 成績について

- (1) 各科目の成績が39点以下の場合、あるいはその科目の欠課時数や遅刻が多い場合、その科目は、不合格となる。
- (2) 次の場合は原級留置となることがある。
 - ① 欠席日数が非常に多い場合。
 - ② 欠課時数が著しく多い科目がある場合。

- ③ 不合格の科目が3つ以上、あるいは7単位以上ある場合。
(提出物やレポートの提出もしっかりとすること)
※1週間に1時間の授業を行う科目を1単位の科目と言います。
- ④ その他進級に関し、異議が認められた場合。
- (3) 不合格科目を持ちながら進級を認められた生徒は、次年度において補習、演習などの課題を受け、追認審査に合格して単位を修得すること。

第11条 通学

- (1) 自転車通学は、許可制とする。
 - ・交通ルールを守り、二人乗りや傘さし運転、スマートフォン等を見ながらの運転等、危険な走行はしないこと。
 - ・校内において、自転車は指定された場所に施錠して駐輪すること。
注) 原則として、学校から直線距離が1.0km未満の自転車通学は認めません。
- (2) JR・私鉄・バスなどの利用
 - ・通学証明書は事務室で発行する。
 - ・乗車マナーを守り、徒歩においても交通ルール、マナーを守り、道幅いっぱい広がらずに整然と歩くこと。

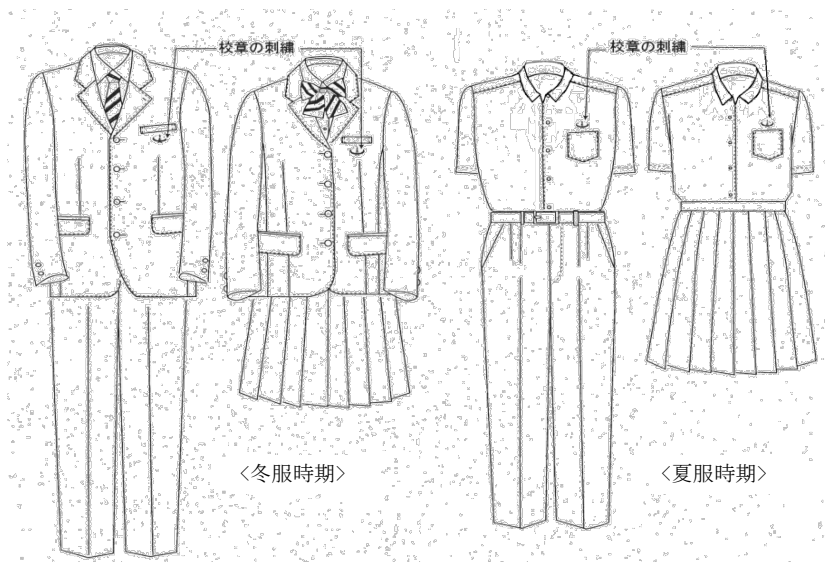
第12条 公共交通機関のストライキ、運休、災害時等の始業について

- (1) 交通機関のストライキの場合
 - ・本校の定める交通機関とは、西日本旅客鉄道(東海道本線の京都～大阪間)、阪急電鉄(京都線)、京阪電気鉄道(京阪本線)、大阪高速鉄道(モノレール全線)、バス(阪急バス・京阪バス・近鉄バス)を表す。
 - ・午前7時現在、上記の交通機関がストライキを行っている場合、自宅待機とする。
なお、午前10時を過ぎてもストライキが継続されている場合は、臨時休校とする。
- (2) 交通機関の一部運休の場合
 - ・①に定める交通機関に運休が発生している場合、生徒の登校状況および職員の出勤状況を調査し学校長が始業時間を決定する。
- (3) 台風の接近が予想される場合
 - ・午前7時現在、「暴風警報」または「大雨特別警報」が発令の場合は、自宅待機とする。
 - ・午前10時以前に上記警報が解除された場合は、安全に留意して登校する。
 - ・午前10時を過ぎて上記警報が発令中の場合、臨時休校とする。ただし、午前中授業の場合は、午前9時の時点で判断する。
- (4) 定期考査時に台風の接近が予想される場合
 - ・午前7時現在、「暴風警報」または「大雨特別警報」が発令の場合は、自宅待機とする。
 - ・午前10時以前に上記警報が解除された場合、午後1時より考査を行う。
 - ・午前10時を過ぎて上記警報が発令中の場合、臨時休校とする。
- (5) 大規模災害時
 - ・公共交通機関が全て運休の場合は、③の台風の接近に準ずる。
 - ・公共交通機関の一部が運休の場合は、②による。

第13条 制服着用規定

- (1) 登校時、授業中の服装は下記に定める。
 - ① 学校指定のブレザー、校章入りのカッターシャツまたはブラウス
 - ② 学校指定のスラックスまたはスカート
 - ③ 学校指定のカーディガン
 - ④ 学校指定のネクタイまたはリボン
- (2) 「肌着」「防寒着」「帽子」「校章なし白カッターシャツ」の着用について
 - ① 上肌着は、常時、白色無地とする。(ワンポイント・半袖体操服のみ可)
※ワンポイントとは、にぎりこぶし以下の大きさで、直接見えない場所に1箇所だけあるものを言う。
 - ② 防寒着は、登下校時のみ、学校指定のブレザーを着用した上に着用できる。帽子も登下校時のみ認める。
 - ③ 校章のない白カッターシャツは、校章入りブレザーまたはカーディガンの下に着用できる。
(一番上には校章入りの制服を着用していること)
- (3) 正しい制服の着用について
 - ① 女子のスカート丈は、膝の真ん中より短くしないこと。

- ② カッターシャツまたはブラウスの裾をスラックスまたはスカート内に入れ、ボタンは第一ボタン以外は閉めること。
- ③ 学校指定のスラックスの裾は折り曲げない（ロールアップ）しないこと。スカートも同様。



第14条 懲戒指導 下記の「学校教育法11条」および「学校教育法施行規則」に従い実施する。

■ 学校教育法 ■

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

■ 学校教育法施行規則 ■

第26条

1 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

(1) 指導対象行為

喫煙（喫煙具所持・喫煙同席を含む）、暴力行為、いじめ行為、執拗な暴言、窃盗（万引き）、器物破損行為、法律に違反する行為、単車（自動車）通学、授業妨害、ネット中傷、行き過ぎたいたずら、試験時における不正行為、違反カードの累積および遅刻数が規定数に達する、その他本校生徒として恥ずべき行為を行ったとき

(2) 懲戒指導内容

① 訓告

保護者同伴で校長より訓告、嚴重注意を受ける。

② 停学(出席停止)

保護者同伴で校長より申渡しをされ、停学期間内に与えられた学習課題を完成させる。

期間を定めない停学については、本人の反省状況、課題等の完成状況を見極めた上で解除される。

※停学(出席停止)は、原則、家庭謹慎とするが、状況に応じて登校謹慎を行う場合がある。

※体調不良時または登校謹慎において欠席をした場合は、停学期間を延長することがある。

(3) 懲戒指導後の事後指導

全ての懲戒指導の後に、学校生活全般を見直す指導期間(事後指導)を設ける。